

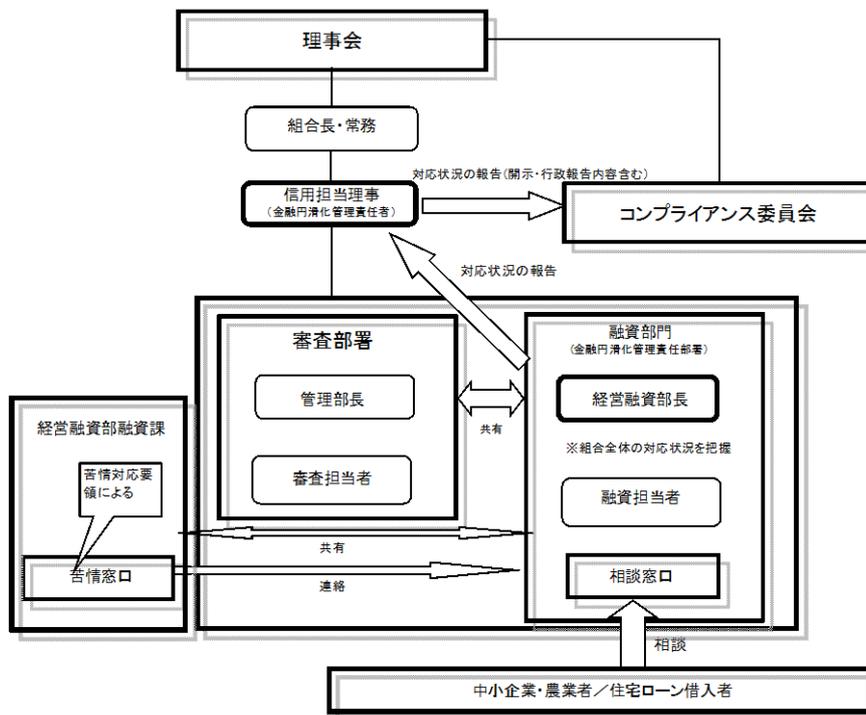
## 金融円滑化にかかる体制の概要

### 1 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当JAでは金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当JAの金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、経営融資部を「金融円滑化管理責任部署」として、当JA全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制》



### 2 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を経営融資部にて承っております。
- (2) お客さまからの、当JAの金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、経営融資部に受付窓口を設置しております。また、苦情を受けた場合には、当JA所定の手続きに従って、速やかに経営融資部と各部署が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

